

水戸市ごみ収集カレンダーへの広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、市が作成するごみ収集カレンダーに広告を掲載することについて、水戸市広告掲出等に関する要項（平成19年水戸市告示第160号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載する掲出物)

第2条 広告を掲載する掲出物は、各家庭に配布するごみ収集カレンダーとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格 縦5.1cm×横19.4cm
- (2) 掲載位置 表面2枠（面の最下段）
- (3) 色 彩 2色刷り濃淡あり

2 市長は、前項の規定にかかわらず、掲出物の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置及び広告の色等を変更することができる。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告掲載をしようとする者は、水戸市ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長が広告掲載の可否を決定したときは、水戸市ごみ収集カレンダー広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載の可否の決定は、申込みの受付順に行うものとする。

(掲載料)

第5条 掲載料は、1枠200,000円とする。

付 則

この基準は、令和3年8月30日から施行する。